

答 申

1 審査会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成25年11月22日福警総第1849号、平成25年11月22日福警総第1850号及び平成25年11月22日福警総第1851号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象文書の開示決定状況

(1) 開示請求の内容

審査請求人は、平成25年9月4日付けで、審査請求人の所有物に係る押収物品リスト等、実施機関の特定の職員が行った審査請求人宛の郵便物の発送に関する文書及び大分県への県外渡航又は出張に関する文書等並びに警察学校の図書貸出簿について、開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 審査請求に係る対象文書

審査請求に係る対象文書は、審査請求人の主張どおりに実施機関が審査請求人の所有物の押収及び保管等並びに実施機関の職員が審査請求人宛の郵便物の発送及び大分県への県外渡航又は出張を行ったとすれば、実施機関が作成することとなる次のア及びイの文書、並びにウの文書である。

ア 審査請求人の所有物に係る押収物品リスト等（以下「本件文書1」という。）

イ 実施機関の特定の職員が行った審査請求人宛の郵便物の発送に関する文書及び大分県への県外渡航又は出張に関する文書等（以下「本件文書2」という。）

ウ 平成14年10月1日から平成15年7月25日までの間の警察学校の図書貸出簿（以下「本件文書3」という。）

(3) 開示決定状況

ア 本件文書1について

実施機関は、本件文書1について、その存否を答えるだけで、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号（個人情報）及び第6号（捜査等情報）に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例第9条の規定に基づき、非開示決定（以下「本件決定1」という。）を行った。

イ 本件文書2について

実施機関は、本件文書2について、その存否を答えるだけで、条例第7条第1項第1号及び第6号に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例第9条に基づき、非開示決定（以下「本件決定2」という。）を行った。

ウ 本件文書3について

実施機関は、本件文書3について、廃棄を理由に文書が存在しないとして、条例第11条第2項の規定に基づき、非開示決定（以下「本件決定3」という。）を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

- ア 審査請求人は、平成25年9月4日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき、本件請求を行った。
- イ 実施機関は、本件請求の内容では対象となる公文書の特定ができないとして、平成25年10月2日付けで、審査請求人に補正依頼を行った。
- ウ 審査請求人は、平成25年11月4日付けで、本件請求の補正を行った。
- エ 実施機関は、平成25年11月22日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- オ 審査請求人は、平成26年1月4日付けで、本件決定を不服として、福岡県公安委員会に対し、審査請求を行った。

4 審査請求人の主張要旨

異議申立書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件決定1及び本件決定2について

- ア 市民による行政の監視等を目的とする情報公開制度の趣旨に照らせば、備品及び公金の私的流用並びに職権乱用等について確認するための請求は、本来の目的を果たすもので、当然に認められるべきものである。そのような請求に対し非開示とするのは、不正の隠蔽を図るものと言わざるを得ず、不当である。
- イ 実施機関は、「特定の警察職員等が識別される」などとしているが、請求の大前提として既に「〇〇〇〇」及び「〇〇〇〇」と識別、特定しており、秘匿の必要性は皆無である。請求者本人の情報についても同様である。
- ウ 〇〇警察署及び〇〇等による組織的な個人私物の占有について「特定の事件に関する捜査情報等」に当たるとするのは、特定の事件に対する組織的な関与を認めることであり、なおさら当該不正行為の解明にはかかる記録の公開が必要不可欠である。
審査請求人には捜査活動を前提として本件請求を行った事実はなく、請求の対象とする記録は単なる会計記録に過ぎないものである。

「内容証明」について見ても、本件請求は、〇〇警察署の総務課長が同署長名で発出

した「内容証明」に係る記録で、明らかとなるのは〇〇警察署及び警察本部の公金の使途であり、同署の捜査部門は総務課以外の部署であることから、特定の事件に関する捜査活動を前提としたものではないことは明白である。

エ 当該記録を公開することで、どのように「公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす」こととなるのか全く不明である。〇〇氏は、〇〇課〇〇係の職員であり、〇〇氏は、捜査部門ですらない〇〇の職員であることから、一連の行為が捜査に関するものでないことは明らかである。

オ 実施機関は、「県外渡航」、「後納郵便」及び「内容証明」等について、いずれも捜査に係るものであるとすることに、何ら主張の説明及び立証の疎明を行っておらず、説明の前提根拠を全く欠く。

カ これらに係る実施機関の理由説明がまかり通るとするならば、県警の会計記録について情報公開制度が全く機能せず、同制度の精神を没却し、条例を全く形骸化せしむ結果となる。

キ よって、本件決定1及び本件決定2は、不当、失当であり、仮に同一文書内にほかの警察職員又は個人の情報があるならば、これを一部非公開とすればよいことから、それ以外の本件請求に係る情報について、何ら非開示とする理由はない。

(2) 本件決定3について

保存期間が何年かではなく、実際の存否に基づいて開示の有無を決定すべきである。記録の実際の存否を確認の上、開示を求める。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、次のとおりである。

(1) 本件決定1及び本件決定2について

ア 本件決定1について

本件文書1は、実施機関が取り扱った特定の個人の物品（〇〇ノート、〇〇館員証及び賞状等）に関する記録及び実施機関が特定の個人へ発出した内容証明郵便に関する記録である。

これらの情報は、物品の所有者及び郵便物の発出先に係る特定の個人の情報であり、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第1項第1号及び第6号に規定する情報を明らかにすることとなるため、条例第9条の規定に基づき、本件決定1を行った。

イ 本件決定2について

本件文書2は、特定の警察職員が特定の個人へ料金後納郵便を発出した際の記録及び特定の警察職員が大分県へ出張又は渡航した際の記録である。

これらの情報は、特定の警察職員が特定の個人へ発出した郵便物の取扱いに係る情報及び公務又は私用での県外旅行を行った特定の警察職員の情報であり、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第1項第1号及び第6号に規定する情報を明らかにすることとなるため、条例第9条の規定に基づき、本件決定2を行った。

(2) 条例第9条該当性について

本件文書1及び本件文書2の情報は、特定の個人が識別され、また、特定の事件に関する捜査状況等が明らかになり、犯罪捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ア 条例第7条第1項第1号該当性

本件請求は、個人又は警察職員を特定した上でなされたものであり、本件文書1及び本件文書2の情報について、存在しているか否かを答えるだけで、当然に特定の個人が識別される情報である。

したがって、これらの情報は、条例第7条第1項第1号に該当する。

イ 条例第7条第1項第6号該当性

本件請求のうち、本件文書1に対する請求は、特定の個人に係る捜査活動を前提としてなされたものであり、また、本件文書2に対する請求は、特定の警察職員に係る捜査活動を前提として、個人及び警察職員を特定した上でなされたものである。

これらの情報について、存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人について捜査を行っているか否か、特定の警察職員が、捜査のため県外出張を行ったか否かが分かる情報が含まれており、公にすることにより、犯罪捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報である。

したがって、これらの情報は、条例第7条第1項第6号に該当する。

以上のことから、条例第7条第1項第1号及び第6号に該当すると判断し、本件文書1及び本件文書2の存否を明らかにしないで、請求を拒否したものである。

(3) 本件決定3について

本件文書3については、福岡県警察公文書管理規程（平成14年福岡県警察本部訓令第7号）に基づき、保存期間が1年と定められており、保存期間経過により既に廃棄され、開示請求時には存在しなかったため、本件決定3を行った。

6 審査会の判断

(1) 本件請求の内容について

ア 本件文書1に対する請求について

本件請求のうち、本件文書1に対する請求は、審査請求人の主張どおりに実施機関が

審査請求人の所有物品を押収し、保管等を行っていたとすれば、実施機関が作成することとなる次の文書の公開を求めるものである。

- (ア) ○○警察署、○○及び警察本部のうち、本部長、警務部、刑事部その他関係部署において、平成16年2月頃から保管していた又は保管している、審査請求人を所有者としていた又は所有者としている物品の保管に関し作成されたリスト、連絡文、下命書、復命書、報告書等の組織共用文書
- (イ) ○○警察署、○○及び警察本部のうち、本部長、警務部、刑事部その他関係部署において、平成16年2月頃から保管していた又は保管している、審査請求人を所有者としていた又は所有者としている物品に関し交付された押収品目録交付書の控え、交付書に関し作成された連絡文、下命書、復命書、報告書等の組織共用文書
- (ウ) 実施機関が、平成17年9月から平成20年9月4日までの間に、○○警察署長名で審査請求人宛に発送した内容証明郵便の控え、内容証明に関し作成した連絡文、下命書、復命書、報告書等の組織共用文書並びに当該郵便に要した費用について作成した支払及び支出等の会計記録

イ 本件文書2に対する請求について

本件請求のうち、本件文書2に対する請求は、審査請求人の主張どおりに実施機関の特定の職員が審査請求人宛の郵便物の発送及び大分県への県外渡航又は出張を行っていたとすれば、実施機関が作成することとなる次の文書の公開を求めるものである。

- (ア) 警察本部○○課○○係の○○が、平成25年3月中旬に、審査請求人宛に公用封筒を用い、料金後納郵便にて郵便物を発送した際に作成した発送郵便物受付簿、料金後納郵便に係る日本郵便株式会社への納付、支払及び支出等の会計記録並びに郵便物発送に関し作成した連絡文、下命書、復命書、報告書等の組織共用文書
- (イ) 平成24年2月現在で、○○に所属していた○○氏及び○○氏の両名が、平成24年○月○日に大分県へ県外渡航又は出張を行った際に作成した出張命令書その他当該県外渡航又は出張に関し作成した連絡文、下命書、復命書、報告書等の組織共用文書

ウ 本件文書3に対する請求について

本件請求のうち、本件文書3に対する請求は、警察学校における、平成14年10月1日から平成15年7月25日までの間の図書貸出簿の公開を求めるものである。

(2) 本件文書1及び本件文書2の存否応答拒否について

条例第9条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第1項各号の非開示情報を開示することとなる場合には、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることとしている。

本件請求は、特定の個人である審査請求人及び実施機関の職員の氏名を挙げて、本件文

書1及び本件文書2の開示を求めたものであり、実施機関は、条例第9条の規定により、条例第7条第1項第1号及び第6号の非開示情報が明らかになるとして、存否応答拒否を行ったものである。

したがって、本件文書1及び本件文書2の情報が、同項第1号及び第6号に規定する非開示情報に該当するか否かについて判断する。

ア 条例第7条第1項第1号該当性について

(7) 条例第7条第1項第1号本文該当性について

条例第7条第1項第1号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を非開示とすることを定めたものである。

本件文書1の情報は、審査請求人の主張どおりに実施機関が審査請求人の所有物品の押収及び保管等を行っていたとすれば、実施機関が作成することとなる文書の公開を求めるものであり、当該文書の存否を答えるだけで、特定の個人である審査請求人が何らかの行為をし、実施機関がその犯罪捜査に当たって、審査請求人の所有物品を押収したとする事実の有無を明らかにする情報であると認められる。

また、本件文書2の情報は、審査請求人の主張どおりに実施機関の特定の職員が審査請求人宛の郵便物の発送及び大分県への県外渡航又は出張を行っていたとすれば、実施機関が作成することとなる文書の公開を求めるものであり、当該文書の存否を答えるだけで、実施機関の特定の職員が特定の個人である審査請求人に対して郵便物の発送を行ったとする事実若しくは実施機関の特定の職員が大分県へ県外出張又は県外渡航を行ったとする事実の有無を明らかにする情報であると認められる。

よって、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人である審査請求人及び実施機関の特定の職員を識別することができるものであることから、同号本文に該当する。

(4) 条例第7条第1項第1号ただし書ハ該当性について

条例第7条第1項第1号ただし書ハは、同号本文に該当する場合であっても、公務員等の職務遂行に係る情報を開示することと規定しているが、公安委員会規則で定める一定の職にある警察職員の氏名については、公にした場合、捜査等の職務遂行に著しい支障を及ぼすおそれ等があり得ることから、開示しないこととしている。

公安委員会規則で定める職については、福岡県情報公開条例第7条第1項第1号ハに規定する公安委員会規則で定める職に関する規則（平成14年福岡県公安委員会規則第19号）において、「警部以上の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職を除く職とする。」と規定しており、警部補以下の階級にある警察職員等

がこれに該当するものである。

当審査会が実施機関に確認したところ、平成25年3月時点の警察本部〇〇課〇〇係及び平成24年2月時点の〇〇の警部以上の階級にある職員の中に、本件請求において特定された実施機関の職員は存在しないことから、本件文書2の情報は、ただし書ハには該当しない。

また、本件文書1及び本件文書2の情報が公益的見地から開示することが必要と認められる同号ただし書イ、ロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件文書1及び本件文書2について、その存否を答えるだけで条例第7条第1項第1号に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例第9条の規定に基づき、当該文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

イ 条例第7条第1項第6号該当性について

実施機関は、本件文書1及び本件文書2の情報が条例第7条第1項第6号に該当するとしているが、上記アで既に判断したとおり、これらの情報は、同項第1号に該当すると認められるため、同項第6号該当性について重ねて判断しない。

(3) 本件文書3について

実施機関は、本件文書3について、警察学校の図書貸出簿を保存する文書ファイルは、1年間の文書保存期間を満了したことにより廃棄したため、存在しないと説明している。

当審査会が、実施機関の公文書分類基準表を確認したところ、図書貸出簿の文書ファイルの保存期間は1年間とされており、平成14年度及び平成15年度の当該文書ファイルは、それぞれ平成16年3月及び平成17年3月に保存期間が経過している。

また、当審査会が警察学校に赴き、図書貸出簿に係る文書ファイルを見分したところ、当該期間の図書貸出簿は存在しなかった。

以上のことから、実施機関が、本件文書3の不存在を理由に非開示とした本件決定3は、妥当である。

(4) 本人からの開示請求について

審査請求人は、「請求の大前提として、既に請求者本人を識別、特定しており、秘匿の必要性は皆無である。」と主張している。

しかしながら、条例が定める公文書の開示制度は、何人に対しても開示請求を認める制度であり、開示決定等の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかを考慮するものではなく、開示請求者が自らに関する情報について開示を求める場合であっても、開示請求者以外の第三者が開示を求める場合と同様の取扱いをするものである。そのため、開示請求者に関する情報が非開示情報である場合、又は開示請求に係る公文書が存在しているか否

かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなる場合には、いずれも開示されないものである。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。